

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 肥料登録有効期間の更新  
保安施設地区指定予定地  
建設業者の登録まつ消  
建設業者の変更登録  
昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号  
の一部改正
- ◇公告 昭和二十八年六級職鳥取県公務員の合格者  
昭和二十九年年度鳥取県立農業講習所講習生の募集

## 告示

### 鳥取県告示第三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基き次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

肥料の名称

保証成分量(%)  
窒素 全量  
磷酸 全量  
加里 全量

生産業者の住所氏名  
更新有効期間  
書換した年月日

一七四

五、三  
茶種油粕

五・三 二・五 一・五

西伯郡大和村小波三  
林原善孝  
昭和三十一年九月十日

### 鳥取県告示第三十三号

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨の農林大臣の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治





鳥取県告示第三十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録

をまづ消した。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名	登録まづ消年月日
------	-------	----	-----	-------	----------

鳥取県知事登録 (3)第一二二二号	昭二六、一一、一九	野村組	鳥取市東品治町一五三ノ一	野村 憲一	昭二八、一一、一九
----------------------	-----------	-----	--------------	-------	-----------

” 第一〇〇号 ”	一〇、一九	船越組	米子市道笑町二丁目一八	船越 精一	” 一〇、一九
-----------	-------	-----	-------------	-------	---------

鳥取県告示第三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十

九年一月二十日変更登録した。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	名称	所在地	申請者氏名
------	-------	----	-----	-------

鳥取県知事登録 (は)第二八八号	昭二八、一一、二二	井田義組	新米子市東倉吉町一三六 ” 錦町三丁目四九	井田 義嗣
---------------------	-----------	------	--------------------------	-------

鳥取県告示第三十六号

昭和二十五年十月鳥取県告示第五百十一号（鳥取県金庫設置に関する件）の一部を次のように改正し昭和二十九年二月一日から施行する。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

生山同 同日野上村 同多里村、日野上村、福栄村  
同生山支店 の次に次のように加える。

大阪歳出 大阪市東区南久 大阪市 株式会社三和銀行  
金取扱所 宝寺町二丁目 船場支店  
取扱責任者 株式会社 山陰合  
同銀行

公 告

昭和二十八年年度六級職鳥取県公務員採用試験合格者を次のように公告する。

採用候補者名簿の効力は、昭和二十九年三月二十五日から昭和三十年三月二十四日までとする。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

昭和二十八年年度

六級職鳥取県公務員採用試験合格者

一般事務職 (五名)

(受験番号)	(氏 名)	(受験番号)	(氏 名)
--------	-------	--------	-------

一一	片岡 弘志	二七	渡辺 勝之
二五	牧原 朗	三九	森留 一
三〇	宮本哲之助		

土木職 (二名)	平井 英夫	三	田中 義昭
----------	-------	---	-------

建築職 (一名)	山下嘉三治		
----------	-------	--	--

農業職 (四名)	西向 幸雄	一九	古田 收
	加藤 肇	一八	斉江 行雄

農芸化学職 (二名)	浦木 松壽	一七	安松 範朗
------------	-------	----	-------

林業職 (二名)			
----------	--	--	--

二 大森 一男 八 松本 俊英

畜産職 (四名)  
 四 遠藤 郁治 一 浅井 孝康  
 五 岸本 務 三 古東 淳夫

蚕糸職 (二名)  
 一 阿部 剛 五 嘉住 一郎

農業土木職 (四名)  
 一 中井 秀夫 四 鷺見 博道  
 六 遠藤 丁三 五 上島 松男

昭和二十九年鳥取県立農業講習所講習生を左記要領により募集する。

昭和二十九年一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 講習の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員、その他農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の養成を目的とする。

二 講習区分及び修業年限

1、本科 二箇年  
 2、実科 一箇年

三 入所資格

1、本科  
 イ、新制高等学校又はこれに準ずる(農林大臣の指定する)教育機関の卒業生  
 ロ、旧制中等学校(乙種農学校を含む。)卒業後一年以上農業に関する試験研究、教育、普及事業又は実務に従事した者

2、実科

新制中学校卒業生又はこれに準ずる者

四 募集人員

1、本科 一五人以内  
 2、実科 四〇人以内

五 入所試験期日及び場所

1、期日 昭和二十九年三月二十四日午前八時三十分  
 2、場所 鳥取市吉成鳥取県農業講習所

六 入所試験の方法

左記科目について筆記試験を行う外人物検査を行う。

1、本科

イ、数学 一般数学、解析一、解析二、幾何の四科目の中から一科目を選択受験させる。

ロ、理科 物理、化学、生物、地学の四科目の中から高等学校普通科卒業の者は二科目、その他の者は一科目を選択し受験させる。

ハ、一般農業 高等学校普通科を卒業した者以外の者に受験させる。

ニ、社会常識

2、実科

イ、数学

ロ、作文

七 出願手続

入所希望者は次の書類各一通を農業講習所長宛三月二十日までに提出すること。

1、入所願書(農業講習所備付の用紙)

2、学校成績証明書(在校期間中各学年の成績とし学  
 校長封印のもの)

3、身体検査書

4、旧制中等学校卒業生は右の外受験資格を証明する資料(試験研究、教育普及事業に従事した関係勤務先の勤務証明書)

八 参考事項

1、宿泊設備完備(本科)

2、授業料は徴収しない

3、本科生に対しては予算の範囲内で手当を支給する。

4、本科卒業後は農業改良普及員資格試験並びに五級職国家及び地方公務員採用試験の受験資格が得られる